

業種 (番号 記入)	6	1製造業 2建設業 3卸売業 4小売業 5飲食業 6サービス業 7その他	主な取扱 商品・製品等	サービス業(Eテレ等の番組、映像制作)			
資本金	万円	年間 売上高	600~1,000万円	従業員 数	常時雇用 0人 パート 0人 役員(法人) 0人 専従者 0人	創業 年月 (西暦)	1997年 4月
指導日		主な指導項目					
12月28日(月)		法人設立のメリット・デメリット					
1月21日(木)		設立の流れ・手続、法人後の決算について					
月 日()							
指導 分類 (番号 記入)	6	7	1経営全般 2創業 3事業承継 4事業計画 5資金 6法律・特許等 7税務 8労務 9販路・取引 10開発・技術 11 IT・情報化 12生産・品質管理 13店舗・不動産 14記帳 15倒産防止 16その他()				
相談 内容	法人設立のメリット・デメリット、設立の流れ・手続、法人後の決算について支援をお願いします。						
相談時 における 課題・ 問題点 等	<p>○仕事の内容は映像制作。</p> <p>▶ 現在までは個人事業で20年ほど。○○に拠点を移し5年ほど。</p> <p>▶ クライアントと直接契約をすることになったために、法人設立をすべきか相談。(現在までは別会社が仲介。)</p> <p>○法人設立の方法について</p> <p>▶ 手段1 現在の事業を法人にする(法人成り)</p> <p>▶ 手段2 個人を残しつつ、法人も立ち上げる。</p> <p>どちらがいいかわからない。</p> <p>○法人の形態について</p> <p>▶ 法人の形態(株式会社、合同会社、合資会社、合名会社)どれがいいか。</p> <p>▶ それぞれの会社形態の違いは何か。</p> <p>・設立費用(登録免許税、定款認証手数料)はどのくらいかかるのか。</p> <p>○法人設立のメリット、デメリット</p> <p>・主に税金面</p> <p>・社会保険の面も考慮してどうか。</p> <p>・ランニングコストはどうか。</p> <p>○法人後の決算について</p> <p>・税理士依頼についての判断</p> <p>・決算期について</p> <p>・法人成りするか、法人個人並立とするか。</p> <p>○法人設立手続きについて</p> <p>・定款認証について</p> <p>・登記について</p>						

指導概要(指導日毎)

令和2年12月28日(月)10:00~12:00 場所:〇〇町商工会会議室

相談者:A様、B様(奥さま)、C経営指導員同席
法人設立のメリット・デメリットについて次のとおり説明しました。

1. 法人設立の方法について

- ▶ 手段1 現在の事業を法人にする(法人成り)
- ▶ 手段2 個人を残しつつ、法人も立ち上げる。
個人の所得税として、給与所得と事業所得と合算になる。
法人と個人に分ける場合は合理的な理由が必要となることを説明。

2. 法人の形態について

- ▶ 法人の形態を説明(株式会社、合同会社、合資会社、合名会社)。
- ▶ 合資合名は無限責任で、実質個人と変わらないため、有限責任の株式会社と合同会社が一般的。
- ▶ 有限責任といえど、会社で融資受けた場合は個人が保証人になることを説明。
- ▶ それぞれの会社形態に関しての違いを説明。
- ・登録免許税、定款認証手数料の違い。
- ・公証役場で認証、電子定款にする場合は行政書士が必要(行政書士報酬発生)。
- ・紙の定款は、印紙代4万ほど。
- ・電子認証の場合は、電子署名のためのソフト代が必要。
- ▶ 合同会社は株式会社よりも設立手続きが簡易的。
- ▶ 合同会社では、出資者=取締役。利害関係者が少ない場合はこっちが多い。家族のみなど。
- ▶ 株式会社は、自分の権利が株式として客観的に見て明らかとなる。
- ▶ 役員変更における定款変更が必要となる。

3. 法人設立のメリット

- ▶ 税金面でのメリットあり。給与として経費に入れられるので、法人としての税金におけるのメリットが考えられる。
- ▶ 家族に給与払う場合も家族が控除を受けられる。
- ▶ 節税の方法・・・保険をかける。経費にして、貯蓄のようなもの。経営セーフティ共済(倒産防止保険)100%保険にして積み立てるといざと言うときに残るという仕組み。
- ▶ 経費にできるものが大きくなる。交際費、車などでメリットあり。
- ▶ 相続税対策。法人で持っている株式など、相続しやすい。
- ▶ 法人の方が赤字の繰越10年可能。個人よりも長い。
- ▶ 信用力高い。資金調達の場合で影響大きい。
- ▶ 社会保険(協会けんぽ=中小企業の団体に入ることになる)傷病手当もあり手厚い。
- ▶ 今般の補助金・給付金給付額を見たときに、金額の大きさはメリット。

4. 法人設立のデメリット

- ▶ 法人での社会保険料の負担が増加。
- ▶ 税務調査の入りやすさ。10年に1回くらいの確率ではないか。
- ▶ 法人住民税(地方税)は、赤字でも7万円は支払うことになる。
- ▶ 個人事業と比較して、経理の難しさ。決算があるため。フリー等のクラウド経理でも、確定申告まで出すものだと高額となる。一方、税理士に頼む場合にも報酬がかかる。
- ▶ 決算期の負担増(公表の手間等)。

5. その他(アドバイスや質問への回答など)

- ▶ 役員の報酬は定めなければならず、変更の場合税務署に届出が必要。
- ▶ 賞与については、役員賞与と言う形で経費にはならない。
- ▶ 報酬や賞与は税理士に計算してもらうなど、具体的な相談に関しては税理士への依頼を推奨。
- ▶ 消費税対策も考慮することを推奨。(消費税は、1,000万円を超えた2期後に支払い)
- ▶ 東京都と神奈川県での財政力が違うため、支援策が異なる。どこで設立するかも重要。
- ▶ 個人の場合、源泉徴収に関して、取引相手によってはデメリットとなる。
- ▶ 決算期は各自で決定可能。
- ▶ シェアオフィスを借りる場合、登記はできるが、融資は受けることができない場合がある。
- ▶ 廃業は、会社の場合10万円ほどかかる。
- ▶ 公証役場で定款認証。
- ▶ 法務局で法人登記。

令和3年1月21日(木)10:00~12:00 場所:〇〇町商工会会議室

相談者:B様、C経営指導員同席
法人後の決算について次のとおり説明しました。

1. 法人設立の方法について

- ・前回の説明を受けて、事業者様としては合同会社を設立する方向で準備を進めることとなった。

2. 定款について

- ・絶対的記載事項を記載する

①目的

②商号

③本店の所在地

④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額

⑤発起人の氏名または名称及び住所

3. 定款認証について

- ・合同会社の場合、公証役場での定款認証は不要である。
- ・印紙税が不要な電子定款にする場合、自分でAcrobat Readerを使用し、電子認証する。

4. 登記について

- ・「法務局」というHPがあるので、必要書類をダウンロードして記入する方法が良い。
- ・マイナンバーカードを認証局として、電子申請もできるが、不備の場合やりとりがあり、推奨しない。

※当初の依頼事項の助言を終えたので、2回の支援で終了することとした。

今後の課題・専門家の意見、総括等

- ・高額な機材があり、現物出資することも考えているが、範囲外であり税理士等の専門家にアドバイスを受けるように助言した。
- ・定款の電子認証についてわからないことがあれば、商工会の指導の範囲内でお答えすることとした。